



消防署員や消防団は販売に来ません！

悪質な訪問販売にご注意を！

住宅用火災警報器の設置義務化を契機として不適正な価格・無理強い販売などを行なう業者にご注意ください。
(火災警報器は、クーリングオフの対象です。)

住宅用火災警報器でいち早く気づき、いち早い行動を!!

住宅用火災警報器は平成23年6月1日までに全国全てで設置が義務づけられています。

1 まず確認

2 すぐ消火

3 119番へ通報

※危険な場合はすぐ避難



警報器があれば早く気が付く！

階段での警報器の活躍

取り付けが義務付けられている所

他の部屋からの煙が煙の通路となる階段をのぼり警報器作動。寝ていた人が警報器が鳴り気がついた。

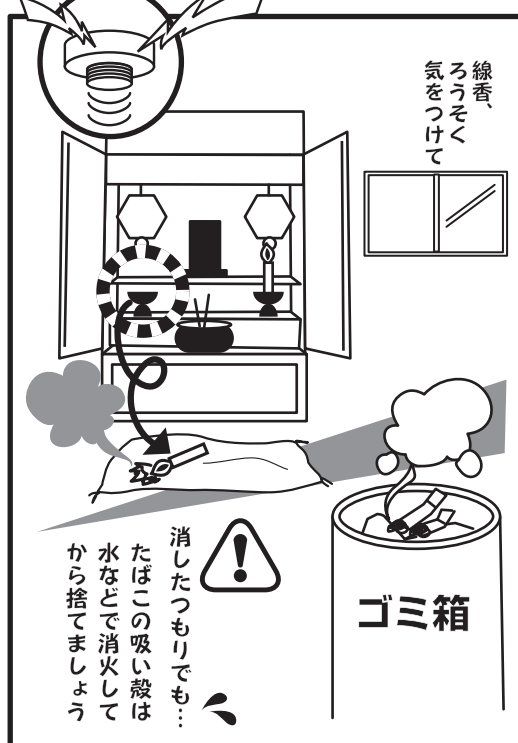


寝る前の確認、忘れずに！

寝室での警報器の活躍

取り付けが義務付けられている所

- ①電気ストーブが布団と接触し出火。警報器が鳴り気がついた。
- ②寝タバコでそのまま眠り煙発生。警報器が鳴り気がついた。



小さな火でも慎重に！

居間での警報器の活躍

取り付けをおすすめする所

市町村条例により取り付けが義務付けられている場合があります。

- ①仏壇の火のついたろうそくが倒れて煙発生。警報器が鳴り気がついた。
- ②居間でのタバコの火の不始末により煙発生。警報器が鳴り気がついた。



目を離すときは必ず火を消しましょう

台所での警報器の活躍

取り付けをおすすめする所

市町村条例により取り付けが義務付けられている場合があります。

- ①台所で油を使う調理中に目をはなし煙発生。警報器が鳴り気がついた。
- ②IHでも同じく危険です。